2022. 0606移転登記

特定非営利活動法人 ラスキア定款

Lascia
刺はほっといて、美しい花を愛でましょう♪
得意、強み、夢中になれることをコアに据えて生きると、人生は遊び（アート）だ！

定款記載事項

①目的

②名称

③特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類

④主たる事務所及びその他の事務所の所在地

⑤社員（総会で議決権を有するもの）の資格の得喪に関する事項

⑥役員に関する事項

⑦会議に関する事項

⑧資産に関する事項

⑨会計に関する事項

⑩解散に関する事項

⑪定款の変更に関する事項

⑫公告の方法

⑬設立当初の役員



1999年10月15日認証　同28日登記

変更履歴
2005年12月13日認証
1．特定非営利活動の種類１．保健医療*福祉*の増進を図る活動
2．特定非営利活動に係る事業の種類（追加）
新:第5条　２．保健医療福祉の調査研究事業
２－１　精神医療社会調査
3．ストレングス・リカバリー・社会復帰支援事業
2015年8月認証
第5条　3-1、障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域活動支援センター

特定非営利活動法人ラスキア定款

第１章　総則

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ラスキアという。また、英文名をNPO Lasciaという。

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都小平市大沼町7-1-17-1308におく。

第３条　この法人は、広く一般市民を対象として、身体的・精神的・社会的健康の実現をめざし事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

１、保健･医療福祉の増進を図る活動
２、社会教育の推進を図る活動
３、まちづくりの推進を図る活動
４、以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

１、ホリスティック看護学の研究開発事業
１－１、自立支援（精神通院）訪問看護ステーション事業
２、保健医療福祉調査研究事業
２－１、精神医療社会調査
３、ストレングス・リカバリー・社会復帰支援事業
３－１、障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域活動支援センター
４、食の研究事業ならびに会食サービス
５、地域コミュニティづくりのための社会教育事業
６、情報サービスならびに出版事業

第２章　会員

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

①正　会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
②賛助会員：本会の事業を賛助･後援するため入会し、賛助会費を納める個人又は団体。
③顧問会員：本会の事業を賛助･後援するため入会し、学術的アドバイスや教育を施す個人又は団体。

第７条　正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
①本会の目的・趣旨を理解し、賛同していること。
２　正会員として入会しようとするものは、会が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第１項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第２項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第８条　正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第９条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
①退会届の提出をしたとき。
②本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
③継続して２年以上会費を滞納したとき。
④除名されたとき。

第10条　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決により、これを除名することができる。
①この定款等に違反したとき。
②この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

第13条　この法人に、次の役員を置く。
①理事３人以上９人
②監事１人以上３人
2　理事のうち1人を理事長、１人を副理事長とする。

第14条　理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
①理事の業務執行の状況を監査すること。
②この法人の財産の状況を監査すること。
③前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
④前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること、必要により理事会の招集を請求すること。

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は

現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条　理事または監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。
①心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、監事については総会の議決を経て、理事については理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会議

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

第22条　総会は、以下の事項について議決する。
①定款の変更
②解散及び合併
③監事の選任または解任、職務および報酬
④その他理事会が必要と認める重要な事項

第23条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
①理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
②正会員総数の３分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
③監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

第24条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2項第１号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第26条　総会は、正会員総数の2分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。
2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代

理人として表決を委任することができる。
3　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（２）前号の事項の提案をした者の氏名または名称
（３）総会の決議があったものとみなされた日
（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
4　前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
5　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
①日時及び場所
②正会員数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
③審議事項
④議事の経過の概要及び議決の結果
⑤議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人1名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第30条　理事会は理事をもって構成する。

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
①総会に付議すべき事項
②総会の議決した事項の執行に関する事項
③事業計画および活動予算ならびにその変更
④理事の選任または解任、職務および報酬
⑤事務局の組織および運営
⑥その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
①理事長が必要と認めたとき。
②理事総数の３分の２以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
③第１５条第４項第５号の規定により監事から召集の請求があったとき。

第33条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があった場合にはその日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
①日時及び場所
②理事総数、出席者及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。
③審議事項
④議事の経過の概要及び議決の結果
⑤議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第５章　資産

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
①設立当初の財産目録に記載された資産
②入会金及び会費
③寄付金品
④財産から生じる収入
⑤事業に伴う収入
⑥その他の収入

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会計

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第42条　この法人の会計は、
①特定非営利活動に係る事業会計とする。

第43条　この法人の事業年度は、毎年４月1日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
①総会の決議
②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
③正会員の欠亡
④合併
⑤破産
⑥所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併による解散を除く。

第53条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証をえなければならない。

第8章　公告の方法

第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章　事務局

第56条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第57条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第58条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章　雑則

第59条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年12月31日までとする。
4　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から1999年12月31日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（1）入会金1000円
（2）年会費1000円

設立当初の役員

理事　中島文子　（村上）
理事　村上洋
理事　山内紀恵子
理事　高橋芳江
理事　眞鍋那美子
理事　野崎由己
監事　小池やよい

2022年度役員

理事　村上秀人
理事　岡部洋
理事　山内紀惠子
理事　高橋芳江
理事　野崎由己
監事　北村徹男

事務局　村上文子　※この定款についてのお問い合わせ先 [redacted]

[redacted]